

荻窪法人会

よき経営者をめざすものの団体

東法連提唱「社会貢献」一人ひとりの力は小さくても、みんなの自覚をもって一人ひとつできることから

No. 188

February
2017

菓子税

世界のおもしろい税金シリーズ



荻窪法人会は荻窪税務署管内の法人企業の有志が集う会です。
法人会は“よき経営者をめざすものの団体”がスローガンですが“地域に根ざした社会貢献”に力を注いでいます。
この荻窪法人会の広報誌はどなたでも無料購読できます。

よき経営者をめざすものの団体 それが法人会です

正しい税知識を身につけたい。もっと積極的な経営をめざしたい。社会のお役に立ちたい。そんな経営者の皆さんを支援する全国組織、それが法人会です。現在、約82万社の会員企業、41都道県に441の単位会を擁する団体として大きく発展しています。あなたに近く、社会と広く。どこまでも人を中心に、さまざまな活動を展開する法人会。税のオピニオンリーダーとしての貢献はもとより、会員の研鑽を支援する各種の研修会、また地域振興やボランティアなど地域に密着した活動を積極的に行っています。健全な納税者の団体、よき経営者をめざすものの団体…これが法人会です。

CONTENT

3 新春のごあいさつ

- 小竹良夫／公益社団法人荻窪法人会 会長
- 吉松慎一／荻窪税務署 署長
- 鈴木秀章／杉並都税事務所 所長
- 尾崎正俊／東京税理士会 荻窪支部 支部長
- 田中 良／杉並区長

5 組織委員会 会員増強中間報告

6 7団体共催荻窪税務署 署長講演会「税務の役割 ～お願いの裏側～」

- 吉松慎一／荻窪税務署 署長

「e-Taxの普及に貢献。地道な活動に感謝状が贈られる。」

8 e-Tax普及推進委員会インタビュー

- 真野 大 e-Tax普及推進委員会委員長
- 岩倉永一 e-Tax普及推進委員会副委員長

10 平成28年度 税制特別講演会「国税の使われ方」

- 井上丈晴／荻窪税務署 副署長

11 税を考える週間

- 中学生の税についての作文
- 杉並納税街頭キャンペーン
- 税に関する絵はがきコンクール
- 税の標語
- 平成28年度 荻窪税務署 署長表彰・署長感謝状受彰者
- 平成28年度 杉並都税事務所 所長感謝状受彰者
- 平成28年度 国税庁長官表彰受彰者

17 e-Tax推進税理士事務所について

22 「秋季」各ブロックの研修会レポート

- 第1ブロック、第2ブロック、第3ブロック、第4ブロック

22 【特集】ブロック

24 税務コーナー

税制委員会より

26 「配偶者」の税制と社会保険

- 税制委員 小島麻里(税理士)

28 ブロック・支部・委員会・部会からの報告

- 平成29年 新春講演会・新年賀詞交歓会
- 厚生事業委員会・社会貢献委員会
- 青年部会
- 女性部会

表紙イラストについて



世界のおもしろい税金シリーズ

【菓子税】

明治18年(1885)、「菓子税」を創設、従業員の数、売上高に応じて一定の税金を課した。

新春のごあいさつ

荻窪法人会会長
小竹良夫



今後も、社会や地域の繁栄に貢献する経営者の団体とし、税を中心とした活動をより積極的に

新年あけましておめでとうございます。
荻窪法人会は、これまで60年を超える歴史をもつ団体として、荻窪で約2400社の会員を擁し、納税意識の高揚、租税教育や地域に密着した幅広い社会貢献活動などを展開してまいりました。

今後、社会や地域の繁栄に貢献する経営者の団体とし、税を中心とした活動をより積極的に展開し、引き続き社会に貢献していくこととしております。今後とも、ご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、昨年12月に閣議決定された平成29年度予算案は、総額で97兆円を超え、当初予算としては過去最大規模となっております。経済の再生とデフレ脱却のためには、財政拡大はやむを得ないと思われませんが、一方、財政健全化への道は険しくなっています。

政府には経済再生と財政再建の両

立を目指し、歳出の効率化や抜本的な規制緩和など、成長力の確保に向けた対策を求めたいと思います。

特に経済再生には、地域経済と雇用を担う中小企業の力強い成長が不可欠ですので、税制をはじめとした多角的な環境整備が必要であります。

このような観点から、法人会では中小企業の活性化に資する税制措置や事業承継税制の拡充を提言し、その結果、中小法人の法人税の軽減税率の延長、設備投資促進税制の拡充、事業承継税制の雇用要件の緩和などが平成29年度税制改正大綱に盛り込まれたところでございます。

中小企業の活性化を図るためには、中小企業最大組織である法人会が組織と活動をより拡充させ、発言力を増していくことが必要であると思います。会員企業の皆様にはご自身の経営努力と共に法人会に対してご参加、協力を改めてお願い申し上げます。

新年あけましておめでとうございます。

平成29年の新春を迎えるに当たり、公益社団法人荻窪法人会の会員の皆様に謹んで新年のお慶びを申し上げます。

荻窪法人会員の皆様には、日頃から税務行政に対しまして深いご理解とご協力を賜り、紙面をお借りいたしまして厚く御礼申し上げます。

さて、昨年から社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度が導入され、平成28年分の所得税の確定申告書から、マイナンバーの記載、提出の際の番号確認書類及び本人確認書類の提示又は写しの添付が必要になりました。税務署では制度の円滑な実施に向け、広報・相談等各種施策に取り組んでおります。会員の皆様方には多大な事務負担をおかけいたしますが、制度の趣旨をご理解いただき、引き続き税務行政へのご理解とご協力をお願いいたします。

また、e-Taxによる申告であれば、上記確認書類の提示、添付は不要ですので、是非e-Taxのご利用をお願いいたします。

最後になりますが、荻窪法人会のますますのご発展と会員の皆様のご健勝、ご繁栄を祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

吉松 慎一
荻窪税務署 署長



新年、明けましておめでとうございます。

公益社団法人荻窪法人会の皆様には、お健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

都税への御協力に対し、紙面をお借りしまして、厚く御礼申し上げます。また、皆様の御活躍を毎回の会報で拝読させていただき、感謝しております。

都税事務所では、防災をはじめとする都民の皆様の安心・安全の確保や東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催の準備など、これらの財源となる都税収入の確保に努めますとともに、本年も引き続き、適正公平な賦課徴収の実行、電子申告eLTAXの普及促進など納税者の利便性向上、納税環境の整備に取り組んで参ります。会員の皆様には、昨年同様ご理解お力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びにあたり、荻窪法人会の益々の御発展と、会員の皆様の事業の御繁栄と御健勝を心からお祈り申し上げ、新年のあいさつとさせていただきます。

鈴木 秀章
杉並都税事務所 所長



あけましておめでとうございます。

公益社団法人荻窪法人会の皆様には健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

税理士会は唯一税の専門家として、申告納税制度を支え、法人会の皆様の良きパートナーとして、法人会の皆様の信頼にお応えできるよう日々努力をしております。

社会保障・税番号制度が開始され、年末調整、法定調書などマイナンバーを記載する書類が増えました。マイナンバーは法令で定めた記載事項となっています。しかし従業員など相手方から提供を受けることのできない場合もあるかもしれません。そのようなときはぜひ税理士と相談していただければと思います。

社会保障、税番号制度が本格的に動き出したこともあり、納税者の方々の利便性を考え税理士会は今年も昨年以上に電子申告推進に力を入れていきたいと考えています。まだ電子申告をしていない企業の皆様はぜひ税理士に代理申告をするように伝えていただければと思います。

結びに、法人会会員の皆様のご発展とご健勝を心からお祈り申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

尾崎 正俊
東京税理士会 荻窪支部 支部長



公益社団法人荻窪法人会 様

新年明けましておめでとうございます。公益社団法人荻窪法人会の皆様におかれましては健やかな新年をお迎えのこととお喜び申し上げます。

日頃、皆様には租税教育に熱心に取り組んでいただくとともに、税のオピニオンリーダーとしてご尽力いただき、改めて厚く御礼申し上げます。

さて、昨年は、イギリスのEU離脱、アメリカの大統領選挙など、時代の移り変わりを感じる出来事が相次ぎました。私は、こうしためまぐるしく変化する社会の動きを常に見極め、先手を打って対処していかなければ、区民の皆様のご期待にお応えできなくなると考えています。首都直下地震対策、待機児童対策をはじめとして、区がこの間進めている取り組みに対しても、常に時代の先を読み、絶えず先手を打ち続けていくという決意を持って、この1年挑んでまいります。

新春の明るい陽光の「先」には、荻窪法人会の皆様のご夢や希望にあふれた魅力いっぱいの未来がひらけていると確信しています。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

田中 良
杉並区長



会員増強中間報告

会員増強中間報告で12月時点の加入率75.0%。

支部別加入率(平成28年12月31日現在)

	支部	稼動数	会員数	加入率(%)
BLOCK 1	1	102	66	64.7%
	2	121	93	76.9%
	3	137	114	83.2%
	4	155	112	72.3%
	5	99	84	84.8%
	計	614	469	76.4%
BLOCK 2	6	114	88	77.2%
	7	167	89	53.3%
	8	155	81	52.3%
	9	44	34	77.3%
	10	67	45	67.2%
BLOCK 3	計	547	337	61.6%
	11	100	59	59.0%
	12	74	48	64.9%
	13	57	60	105.3%
	14	129	104	80.6%
BLOCK 4	15	205	169	82.4%
	計	565	440	77.9%
	16	91	67	73.6%
	17	114	75	65.8%
	18	106	90	84.9%
BLOCK 5	19	162	122	75.3%
	20	140	88	62.9%
	計	613	442	72.1%
	21	68	55	80.9%
	22	83	82	98.8%
事務局	23	97	74	76.3%
	24	129	117	90.7%
	25	192	154	80.2%
合計	計	569	482	84.7%
	事務局	11	11	
合計		2,908	2,181	75.0%



今年の目標 各ブロックで新会員25会員以上 目標加入率77・0%

田中晴弘 組織委員会委員長

会員の皆様におかれましては、ご繁栄のこととお慶び申し上げます。

日頃は、組織委員会の諸活動に対し、会員皆様をはじめ、役員、組織委員の皆様方には、格別なお力添いを賜り、心より厚く御礼を申し上げます。

10、11月に実施致しました会員増強月間では、21会員の加入、今年度42会員のご入会をして頂き、お陰様で加入率75%（12月31日現在）を上げる事が出来ましたことをご報告させて頂きます。

荻窪法人会は、地域で5ブロック・各ブロック5つの支部で構成され、計25支部があります。そして支部活動が原点で荻窪法人会が成り立っております。

各支部約90会員、ブロック約450会員で構成されており、法人会より各ブロック、各支部に会員数の割合で活動費、会員増強等で報奨金を支給しており、会員数が多いほど、または会員増強をして頂けると収入が増えて会員様にとってより良い活動ができる仕組みです。

支部の役員様、組織委員の皆様が、各支部の状況を把握して一生懸命に会員増強をして頂いておりますが、やはり限界もあります。会員皆様のお力添いで法人企業、個人事業主のご紹介をして頂きたと存じます。皆様のご紹介の一声が会員勧奨で重要でございます。

さて、3月15日に特別講演会が杉並公会堂大ホールで、尾木直樹様を迎えて『尾木ママ流 共感子育て論』を講演して頂きます。是非、まわりの方で興味を持たれた方がいらっしゃればお誘いをお願いしたいと思います。

今年の目標 各ブロックで新会員25会員以上（内正会員10社以上、関連会社子会社除く）目標加入率77・0%、3月31日までには、新たな会員様が入会して頂くことを確信しております。もともと会員の層を幅広く広げて、会員様同士の交流を深めて頂く様な会員増強運動を勧めて頂きましたので、今後共、皆様のご協力を何卒宜しくお願い致します。

会員のみなさまへのお願い

お知り合いの方で、法人企業、個人事業主等、未入会の方がいらっしゃいましたら、ご入会を勧めて頂きたいと存じます。一緒に会合、行事に参加いただければ、一層楽しい会になります。なお、荻窪管内以外の紹介もお気軽に相談お受けいたします。また、会員様で子会社、関連会社がある場合は登録をお願いいたします（会費は無料です）。是非、事務局、ブロック・支部の役員にご一報ください。よろしくお願いいたします。

税務の役割 ～お願いの裏側～

講師 荻窪税務署 署長
吉松 慎一



平成28年11月17日(木)、荻窪タウンセブン大会議室において7団体共催「署長講演会」が開催されました。講演で吉松慎一署長は、政府広報番組や国税庁開庁式などで心に残った、税に関する言葉を紹介しながら、税務の役割についてお話しされました。

関係民間団体と連携

皆さんは「国税庁レポート」をご存じでしょうか。これは国民の皆様にも、国税庁がどのような働きをしているのかを簡単に紹介している報告書のようなものです。そのなかの「納税者サービスの充実」という項目には「関係民間団体との協調」という記述があり、「関係民間団体は、適正な申告納税制度の実現や税知識の普及などに大きな役割を果たしており、関係民間団体においては各団体間での連携、協調の強化を図っている」と書かれています。本日お集りの7団体が、がちりとスクラムを組んで活動されているということとは、まさにこの言葉どおりです。

また、国税庁の使命を十分に果たしていくためには、これまで以上に関係民間団体との連携が必要であるという言葉が、国税庁長官をはじめ局長からもありました。これを受けて、我々も、いろいろな会合の場で、税に関するご理解ご協力を賜りたいと、お願いをしています。が、関係民間団体の方々には、それに応えてくださっています。

ではなぜ、我々はそういうお願いをするんだろうと考えたとき、私には、ある出来事が思い出されます。昔の話ではありますが、精神の部分においては昔も今も変わらないと思っています。それは平

成3年、現在の「税を考える週間」が当時は「税を知る週間」と呼ばれていて、その行事として総理府提供のテレビ番組がありました。政府広報との30分番組で、これに当時の国税庁長官である尾崎護さんが出演されました。この方は、平成3年に国税庁の長官、平成4年には大蔵事務次官をされています。司会は、元官僚で作家の堺屋太一さん。その日のゲストがもう一人の出演者を自由に選ぶ「鼎談」形式で、尾崎長官が選ばれたのがグレゴリー・クラークさんという方でした。オーストラリアの外交官で当時は上智大学の教授をされていました。

ほとんどが自主納付である

この30分の番組は、筋書きだけはありませんでしたが、台本はいつさいありませんでした。いちおう録画なんですけど、間違えても取り直しせず、訂正があるのであれば番組の中で訂正するというものでした。我々は、長官が話をされる内容が正しいかどうかチェックする立場にありまして、当日は調整室のようなくところに入りました。庁内各課に電話をつなぎっぱなしにしておいて一字一句を確認し、訂正の必要があれば、調整室から「こういうふうに言い直してください」というようなことをテロップで出しました。

平成3年当時の歳入額はだいたい73兆円くらい、そのなかで租税等の収入は59兆円。ですから、歳入のうち82%が租税収入になっています。そこで尾崎長官は、「国の歳入のうち、租税収入が大きなウエイトを占めている。その租税収入のなかで、新聞紙上を賑わせている、例えば脱税でいくらの申告漏れがあったとか、どここの会社に査察が入ったとかいう調査等による租税収入が、どれくらい

の割合を占めていると思いますか」というような質問をされました。堺屋さんとグレゴリーさんは、それぞれに発言をされ、その話題でう分くらいはあったと思います。その話を聞いて庁へ電話しようとするのですが、どこに確認したらいいかわからない。そのあと長官は、年度によって違いはあるけれども、おおざっぱに言って3%から5%だとおっしゃったんです。そこから大変です。3%から5%って本当か、これでいいのかどうか。いろいろなところへ電話をかけても確かな回答は出てきません。長官がどこでどうやって調べられたか、結局わかりませんでした。

続けて長官は、「租税収入の95%から97%、つまり大部分は納税者の方が自主的に納めてくださったものであり、いかに納税者の方に税に対する理解を持ってもらったかが非常に重要なことなんです」と付け加えておっしゃったんです。今か

ら25年前の尾崎長官のその言葉は、今でも私の耳に残っています。調査による租税収入というのは、全体から見ればこんなに小さかったのか、ということ初めて認識しました。納税者の皆様の理解を得ることがいかに大事であるか。そして、我々税務職員だけの力ではやはり限界があります。関係民間団体の皆様方に力をお借りするという必要性を感じた出来事でした。

公平性を担保する

では、調査は必要なのではないかというところ、それはまた別の局面がありまして、公平性という部分を担保するには調査が必要になってきます。

税に関する公平といってもいろいろあります。よく言われるのは垂直的な公平、水平的な公平などです。たくさん儲けている人であれば、儲けに見合った税金を納めるべきでしょう、というのが垂直的な公平と呼ばれています。同じくらしいの儲けの人であれば、同じくらしい税金を納めるべきでしょうというのが、水平的な公平と呼ばれているものです。同じくらしいの儲けなのに、自分より税金を納めていないというと、人の気持ちとして不公平感が生まれます。他人の懐はわからない。裕福そうに見えても、そうで

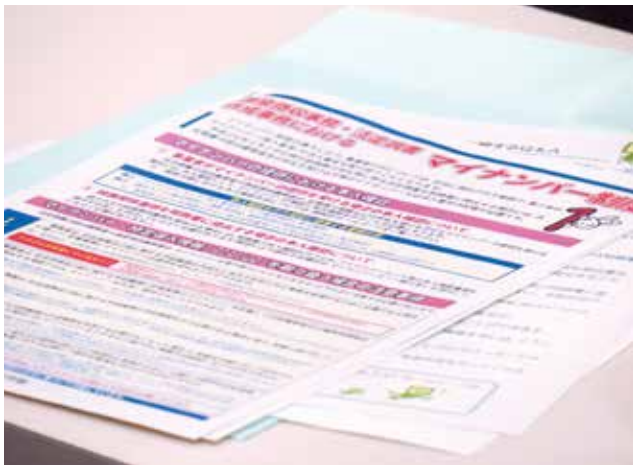
ない場合もある。そうでもなく見えるんだけれども、裕福な方もいらっしゃる。そこで調査というものが出てきます。税金は自主的に納めてもらうのが基本ですが、公平性を担保するためには調査は必要だと思っています。

以前、「長者番付」として新聞や週刊誌等を賑わせていた、高額納税者の公示制度がありました。この制度が始まったのは昭和22年です。公示をしますと、自分より儲かっているのに、あいつは公示されていない、なんで税金を納めてないんだ、と不公平感を感じる人が出てきます。第三者通報制度というのもあった、それには賞金もかけられていました。この高額納税者公示制度は、まさに民間の方々どうして見張ってもらおうというのがきっかけだったと思われませんが、個人情報保護法が成立した平成17年に廃止されました。

これも古い話で申し訳ありませんが、国税庁が開庁したのが昭和24年です。開庁にあたり、アメリカから、内国歳入課長としてハロルド・モスという方が来られました。その方が昭和24年6月の開庁式で「正直者には尊敬の的、悪徳者には畏怖の的」、この言葉をスローガンとして贈りますと話されています。これは国税職員であればよく知っている言葉で、昭和24年から今日まで綿々と受け継がれています。正直な方には、我々は親

切丁寧に接しております。そういう精神であることをご承知置きいただきたいと思っています。

早いもので、私が荻窪税務署の署長となりました。4か月が経過いたしました。関係民間団体の様々な行事に出席させていただき、お話をさせていただく機会を与えていただいています。また、その折、管内事情等も教えていただいています。業種別の会合やそのほかの集まりなどで、何か話をしてほしいというご要望がありましたら、遠慮なくおっしゃってください。私も副署長も馳せ参じる用意はしていますので、今後とも、よろしくお願いいたします。





e-Tax普及推進委員会

真野 大 e-Tax普及推進委員会委員長

岩倉 永一 e-Tax普及推進委員会副委員長

インタビュー

e-Taxの普及に貢献。

地道な活動に感謝状が贈られる。

聞き手／岡 博之

平成28年11月15日、荻窪法人会は、e-Taxの利用促進に多大な貢献をしたとして、荻窪税務署長より感謝状をいただきました。これまで地道な普及活動が続けてきたe-Tax普及推進委員会を代表して、お二人にお話をうかがいました。真野委員長は、銅製建具工業を営む富士商会株式会社相談役。公認会計士・税理士である岩倉副委員長は、コンサルティング業務を行うアール・イー・マネジメント株式会社を運営されています。

委員会発足から10年

岡 博之 広報委員長 今回の表彰につき

ましては、e-Taxの普及および定着に貢献した団体に贈られるとして、その功績に対する感謝状をいただいたわけですが、その一番の功労者であるe-Tax普及推進委員会のお二人に、これまでの活動についてうかがいたいと思います。はじめに、委員会の発足から何年になりますか。

真野 大 e-Tax普及推進委員会委員長 e

Tax普及推進委員会の発足は平成18年の10月ですから、ちょうど10年になります。インターネットを利用して確定申告や納税を行うe-Taxが始まったのは、平成16年ですが、利用率が悪かったため、法人会でもなんとかしようと委員会を立ち上げたんですね。

岩倉 永一 e-Tax普及推進委員会副委員長

委員会発足の翌年に役員改選があり、正式に新設されたe-Tax普及推進委員会の委員長に、河又さんが就任されました。私は、そのときからのメンバーです。

国税電子申告・納税システム、通称e-Taxは、当初は納税者の利点がほとんどなかったこともあって、なかなか普及しませんでした。

真野 杉並区は、他の自治体と違って住民基本台帳ネットワーク、いわゆる

住基ネットをすぐに導入しなかった。みんなが電子証明書を持っていなかったから、e-Taxを入れるハードルが高かったんです。

岩倉 法人自らがe-Taxを使って電子申告するには、法人代表者の電子証明書が必要です。杉並区においては、住基ネットの遅れが普及の妨げになったという面はあったと思います。

岡 普及推進にあたっては、いろいろな苦労があったと思います。

真野 今回の表彰は、初代委員長の柴田豊幸さんをはじめ、河又雅之さん、矢澤規充さん、八方淑夫さんという歴代の委員長、そして委員の方々が、今までの10年間、研修会を中心に啓蒙活動を続けてこられた結果です。

岩倉 そうですね。歴代の委員長がとても熱心に取り組まれた結果だと思います。私は、委員会で言いたいことを言っていただけです(笑)。私自身、税理士として電子申告をすることがあり、では法人会のe-Tax普及推進委員会として何をすればいいのか議論し、試行錯誤しながら、できることから取り組んでいった結果が今日につながったと思います。

地道な取り組み

岡 どのような活動から始められたのでしょうか。

岩倉 e-Taxを利用するには、まず届け出が必要です。当初は、まず届け出を出してもらいましょうというところから始めました。その次に、源泉所得税や消費税の中間納税など、企業だけでできる取り組みを推進しました。源泉所得税の納付手続きについては税理士を通さず、企業の方が行っている場合も多く、e-Taxの利用にあたって電子証明書が必要ありませんから気軽に取り組みます。こうした源泉の納付に関するデモンストレーションや研修会なども積極的に行いましたね。そのように段階的に普及を進め、現在は本来の目的である法人税の申告への利用をお願いしています。

岡 この10年で普及率の上がり方に変化はありますか。

岩倉 徐々に上がってきていると思います。思います、というのは、荻窪法人会の利用状況を示す、時系列のデータはないからです。全国でe-Taxの利用率がどのくらいかという数字は、もちろん発表されています。しかし、荻窪税務署管内や荻窪法人会の会員の方の利用率を把握するのは困難です。

真野 数字的な裏付けがなく、とにかく、e-Taxを使ってくださいとお願ひしてきたわけです。

岩倉 普及するといっても当初は困難な作業でした。利用率を上げようにも、もとの数字がわからない。たとえば、

現在の30%を50%にしようというような目標の数値すら出せません。そこで指標となる数字を把握するために、私たちは会員の皆さんにアンケートをお願いし、まず使っているか使っていないか、使っていない場合は、どういう理由なのかをお聞きしました。

岡 どのような理由でしょうか。

岩倉 実際は、多くの会員企業の皆様は税理士に申告を委任されています。ですから、税理士がe-Taxを使わなければ電子申告できないという側面はありますが、そのためにも会員の方にe-Taxの価値を認識していただくというふうに啓蒙を行いました。

また、セキュリティの問題を危惧されている方も多かったですね。e-Taxに関しての情報漏えいなどの事故はありませんので、その点を説明し理解していただいております。

普及率70%をめざして

岡 現在の普及状況はいかがですか。

真野 e-Tax普及推進員会の地道な努力で、今はある程度の数字が出てきています。私が委員長になった平成27年6月の時点で、荻窪法人会会員の利用率は57・3%。それが、今は63・5%に上がっています。1年半くらいで6・2%上がっていますね。荻窪法人

会としての目標は70%ですから、あと6・5%です。会員約1300社のうち100社弱と、目標が絞られてきました。

ブロック研修会等に参加されている方は、すでにe-Taxを利用していることも多いので、最近はこうした場でのお願いはしていません。今期に入ってから、まだ利用していない方に個別にお願いしています。

岡 今期も残り半年を切りました。

岩倉 現在、利用されていないということは、それなりの理由もおありだと思います。もちろん、私たちが強制することはできませんが、e-Taxの重要性をご理解いただき、ぜひご協力をお願いしたいと思っています。

真野 表彰式では私が感謝状を受け取りましたが、これは荻窪法人会がいただいたものです。その意味でも、まだe-Taxをご利用いただいていない方に、荻窪法人会長からのお願い状を送りました。また、直接お会いしてお願いすることで快く「わかりました」と言ってくれる方も多く、ご協力いただける感触があります。新入会員の方々には事務局からお願いしています。が、せっかく法人会に入ってくださいなのなら、ぜひこれを機会に利用していただきたいと思います。

全国のe-Tax普及率は76%程度で、東京は一番低い。全国的に見れば、

利用していない人のほうが少ないんです。まだまだ、我々もできることがあります。

最後になりますが、ご協力いただいた会員の皆様、ご尽力いただいた歴代委員長ならびに委員の皆様へ深く感謝申し上げます。

岡 本日はありがとうございました。



公益社団法人荻窪法人会 (e-Taxの一層の普及及び定着に貢献した団体)の感謝状



国税の使われ方

講師 荻窪税務署 副署長
井上丈晴



平成28年11月21日(月)荻窪タウンセブン8階にて税制特別講演会が開催されました。講演では、財務省ホームページに掲載されている「日本の財政関係資料」をもとに、国の財政の現状と課題、財政健全化に向けた取り組み、平成28年度予算のポイントなどについて説明されました。



日本の財政の現状

皆様には日頃から税務行政にご理解とご協力をいただきまして、厚く御礼申し上げます。今日は平成28年10月に発表された「日本の財政関係資料」からお話をさせていただきます。

まず「我が国財政の現状」です。一般会計予算の歳出では、社会保障関係費や国債費が年々増加している一方、その他の政策的な経費、公共事業、教育、防衛費等の割合が年々縮小しています。国債の元利払いに充てられる費用と社会保障関係費と地方交付税交付金等で歳出全体の7割以上を占めています。歳入として、税収は約58兆円を見込んでいますが、本来は税収で歳出をカバーすべきですが、歳出全体の3分の2程度しかありませんので、3分の1を公債で賄っています。我が国の財政を家計にたとえますと、給料収入が30万円の家計とすると、支出つまり生活費は40万円。足りない分を賄うために借金も抱えていて、その利息や元本の返済も必要となり、かなり多くの借金をしていることになります。そこで、まずは生活費を給料収入等で賄える状態をめざす、これが当面の我が国財政の目標です。

一般会計における歳出と歳入の伸びを見ますと、歳出自体は年々増加して右肩上がりです。一方、税収は横ばい、

もしくは上がった下がりというところで、歳出との差が開いていて、公債の発行額も増えています。

平成28年度末の普通国債残高が844兆円にのぼると見込まれますが、これは税収の約15年分に相当します。これを将来世代に残さないようにすることがテーマになります。また、普通国債の残高以外にも、借入金や地方債務残高などの長期債務が存在します。そうした長期債務が、国の844兆円と地方分を合わせて1070兆円にもなるという状況です。

何が国債残高に影響しているのでしょうか。特例公債の発行から脱却することのできた平成2年度以降の普通国債残高の累増については、歳出面では90年代は公共事業関係費の増加が主要因でしたが、近年では高齢化の進行等に伴う社会保障関係費の増加や地方財政の悪化に伴う財源不足の補てんの増加が主要因となっています。

OECD加盟国の政府支出の対GDP比を1995年と2011年で比較しますと、日本はかなり支出が増えていて、なかでも社会保障の支出が10ポイント以上増加しています。一方で、政府の租税収入は0.7ポイント減っています。

課題と財政健全化

次に各分野の課題です。社会保障について、さらに踏み込んで見ていきます。高齢化の進行で、人口に占める高齢者の割合が増加する高齢化と、出生率の低下により若年者人口が減少する少子化が同時に進行する少子高齢化社会となっています。2016年の人口は1億2619万人で、14歳以下が12%、14〜64歳が60%、65歳以上が27%になっています。それが50年後の2065年には総人口が8136万人、65歳以上の人口はあまり変わらず、割合は40%と上がり、15〜64歳は51%、14歳以下は9%に減っています。

9年後の2025年には団塊の世代全員が75歳以上の後期高齢者に移行し、高齢化率と平均年齢がともに継続的に上昇します。さらにその10年後、2035年には第2次ベビーブーム世代が65歳手前まできて、そのあと人口はどんどん減っていきます。

急激な高齢化の進展を背景に、社会保障給付費は大きく増加していますが、保険料はそれほど増えていません。国と地方で負担して賄ってきていますが、それが財政赤字の大きな要因になっています。

社会保障給付は、高齢化により今後も急激な増加が見込まれます。団塊の世代全員が75歳以上となる2025年に向かつて、特に医療・介護分野の給付は、

財源調達のベースとなるGDPの伸びを大きく上回って増加していきます。団塊の世代が75歳以上となる前の2020年代初めまでに、受益と負担の均衡がとれた社会保障制度を構築していく必要があります。

国民負担率の国際比較では、諸外国と比べても日本は低いのが現状です。また、総人口に占める65歳以上の割合が、2016年には27.5%ですが、2050年には38.8%になると予想され、他の国に比べても高くなっています。

政府では、社会保障にかかる費用の相当部分を将来世代につけ回しているという現状を改善するために、「社会保障と税の一体改革」を行っています。これは社会保障の充実・安定化と財政健全化目標の達成ということで、改革前の消費税の使途は高齢者の基礎年金、老人医療、介護でしたが、改革後は子ども子育て、医療・介護、年金に充てていくことを考えています。そして、消費税率引き上げによる増収分は、すべて社会保障の充実・安定化に向けることとしています。

平成28年度予算のポイント

ドイツは、2000年代前半に景気低迷による税収不足や社会保障支出の増加に悩んでいましたが、社会保障・労働市場改革によって競争力と財政収支を

同時に改善することに成功し、高齢化が進むなかで財政収支均衡を実現しています。具体的には、失業保険の失業給付期間を短縮。医療保険改革として診療費用に対する自己負担を増やし、年金支給開始年齢の引き上げ、付加価値税や消費税率の引き上げを行っています。一方、我が国では財政健全化への道筋として、2020年度までにプライマリーバランスの黒字化を目標にしています。

平成28年度予算のポイントは、経済再生と財政健全化の両立を図ることです。主要経費別内訳を見ますと、社会保障関係費が一番多く、昨年より1.4%増えています。エネルギー対策費は若干増えています。また、防衛関係費も1.5%増えています。

各分野別の予算の特徴ですが、まず社会保障関係費の伸びを「経済・財政再生計画」の目安に沿って抑制しないと、今後歳出がどんどんふくらんでいくとされています。

「二億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」の関連予算では、「希望出生率1.8%に直結する施策」として、保育の受け皿の拡大、保育士の確保・待遇改善、ひとり親家庭への支援や教育費の負担軽減、三世帯同居の推進などの予算が組まれています。また、「介護離職ゼロに直結する施策」として、介護施設・在宅サービスの整備の加速化、夜勤

が多い介護人材の確保の予算も組まれています。

「投資促進・生産性革命」ではIoTといつて、電化製品などがネットにつながるような社会をめざし、IoTを活用したさまざまなビジネスモデルの実証を新たに実施したり、ロボットの導入実証、次世代人工知能・ロボットの技術開発、省エネ住宅の普及などの開発の促進などにも予算がついています。さらに「地方創世の本格展開」として、地方の自主的かつ先駆的な取り組みを支援する予算、観光立国の予算もついています。

以上、我が国の財政および予算について説明させていただきましたが、皆様の今後の事業活動の参考にしていただければと思います。



e-Tax推進税理士事務所について

e-Tax利用向上を目指し、東京税理士会荻窪支部の先生方全員にアンケートを実施しました。
その結果多数の先生方から「e-Tax推進税理士事務所」として会報掲載に承諾をいただきました。

日頃は法人会活動に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、現在、当法人会活動の大きな目標のひとつにe-Tax普及推進がございます。当法人会では会員企業の70%利用を目標に掲げております。この目標を達成するためには会員皆さまの多大なご理解と同時に税理士先生方のご協力が必要不可欠と考えております。そこで当委員会では、東京税理士会荻窪支部の先生方全員にアンケートを実施しております。

質問内容は「顧客よりe-Tax代理申告・送信利用の依頼が来た時に、依頼通り行なっていただけるか？」更に依頼どおり行うとご回答いただいた先生方に「e-Tax推進税理士事務所として会報に掲載させていただいてもよろしいか？」との問いを發したところ70名の先生方より快く承諾をいただきました。このように税理士会においてもe-Tax普及推進に積極的に取り組んでおられます。そこで会員企業の皆さまにひとつお願いがございます。顧問の先生に「先生、うちの会社次の決算は電子申告でお願いしますよ。」と言っておっしゃっていただけませんか？

顧客である会員企業と実務を担当する税理士の先生方がタッグを組んで初めてe-Taxという行政の合理化が大きく進展していくと思います。何卒皆さま方の尚一層のご理解とご協力をお願いいたします。

e-Tax普及推進委員長 真野 大

東京税理士会荻窪支部 e-Tax推進税理士事務所（敬称略）

平成28年10月18日現在

地域	氏名	住所	事務所連絡先	地域	氏名	住所	事務所連絡先
井草	堀真由美 税理士事務所	井草2-11-9エスト・メゾネット105	3397-6652	天沼	岩倉永一	天沼3-2-2荻窪勤業ビル2階	3392-0157
	山岡朋枝	井草2-35-12-2409号グランドメゾン杉並シーズン	5310-3228		岩倉礼子	天沼3-2-2荻窪勤業ビル2階	3392-0157
	小山浩三	井草5-9-23	6913-9498		原田叔法	天沼3-2-2荻窪勤業ビル2階	3392-2170
	小川健太	井草5-10-5	6795-6182		篠原あずさ	天沼3-3-2	6794-7334
上井草	税理士タケダ事務所 竹田雄輔	上井草2-25-7上井草グリーンハイツ3-105	6913-8665	西荻南	石澤 潔	天沼3-12-19	3398-4910
	久保木浩志	上井草2-25-7上井草グリーンハイツ3-205	5303-4823		藤村 茂	天沼3-23-23カーミリア荻窪202	6231-1701
	田崎 浩	上井草3-21-16	3399-7733		河野修兵	西荻南2-9-13	5336-6457
	近藤健一	下井草1-5-17	3390-9437		小野寺昭市	西荻南2-23-8	3333-4868
下井草	山田真治	下井草3-8-23三英ビル303	090-1816-2435	久我山	大槻一弘	西荻南3-7-10シオンハイツ405	6795-8420
	税理士法人稲村会計事務所	下井草3-29-10佐藤ビル302号	5382-2711		内山千枝	西荻南3-8-16-902	3334-5021
	藍野和男	下井草4-1-6	3397-5118		小松原英二	久我山5-7-8	3333-9805
	鈴木百香	下井草4-32-9	3399-1555		杉本洋子	久我山5-8-23	5370-8518
今川	田子周一	下井草4-33-12	3395-3343	宮前	石原恵子	宮前1-16-23杉並宮前ロイヤルハイツ304号	3334-1305
	中村良三	今川3-8-4	3399-3976		小松原伸元税理士事務所	宮前4-31-1	5941-9239
	中村行雄	今川3-8-4	3399-3976		小松原英雄	宮前5-7-19	3331-3266
	馬場義男	西荻北2-3-9コメットビル5階	3394-5922		稲澤 聡	宮前5-10-5	3247-7194
西荻北	鈴木吉郎	西荻北2-6-6YS西荻3F	3301-5101	南荻窪	加藤悦子	南荻窪3-27-5	3247-7300
	福田都介	西荻北2-11-4エクセリア西荻201号	3397-2770	荻窪	熊澤眞理子	荻窪1-17-11	6915-1807
	山本哲郎	西荻北2-12-2西島ビル201	5303-6371		森脇雅子	荻窪2-20-7-504	5397-8026
	村林秀則	西荻北3-11-3サンコート西荻窪115号室	6423-0566		永井敏雄	荻窪2-27-11	5397-6115
上荻	東原 功	西荻北3-14-18ラーバンプラザ401	5936-0055		尾崎正俊	荻窪3-47-15 第3野村ビル300号	3392-1101
	廣瀬一俊	西荻北3-20-12グラツィオーソ西荻窪B1	3399-0180		早乙女和子	荻窪4-20-9-402号	3391-7626
	荒谷美佳	西荻北3-31-13-503号	5303-5781		伊藤佳江	荻窪4-21-4荻窪ローヤルコーポ104号	3394-1123
	丸山良尚	上荻1-5-2コロナビル6階	3391-6309	千葉繁樹	千葉繁樹	荻窪4-32-3AKオギクボビル401	050-5527-4372
本天沼	吉原敬三	上荻1-11-3アベニコ神秋602号	3391-2881		釜谷彰一	荻窪5-11-17荻窪第二和光ビル6階	6383-6006
	大矢勝昭	上荻1-16-3森谷ビル4階	3391-5588		塩谷治道	荻窪5-11-17荻窪第二和光ビル6階	6383-6003
	小林誉光	上荻1-17-10シンフォニーアングラテ602	3391-1044		西村克彦	荻窪5-11-17荻窪第二和光ビル6階	6383-6002
	今村千恵子	上荻1-18-12春木屋ビル	6915-1303	大久保豊	大久保豊	荻窪5-13-6丸新マンション306号室	3398-8812
清水	穂坂正積	上荻1-18-14-206	3393-7571		三好秀胤	荻窪5-14-4武蔵野マンション502	3393-2671
	山室文雄	上荻1-19-9朝日荻窪マンション603号	3392-9462		池田幸弘	荻窪5-16-14カパラビル8階	5335-7981
	本橋喜久雄	上荻1-21-23	3392-5555		中村喜一	荻窪5-17-11荻窪スカイレジタル216	5347-9930
天沼	小島麻里	上荻1-23-19小嶋東神ビル4F	6913-0520	松井 税理士事務所	松井 税理士事務所	荻窪5-18-11-301	3392-7223
	小澄事務所	上荻2-19-18 2階	5347-2066		大島康司	荻窪5-21-16-1204	3392-6553
	和田 実	上荻4-19-22-603	3395-1131		黒岩民子	荻窪5-22-12戸田ビル205号室	6795-5216
	岡田 茂	上荻4-23-9	3395-3111		税理士法人 茂木会計事務所	荻窪5-25-6	3393-0211
本天沼	小野寺誠	本天沼2-41-8	5303-1680	青葉総合 税理士法人	青葉総合 税理士法人	荻窪5-26-9コスモビル5F	3398-0523
	山本敦子	清水1-7-2ネイバリングハウス荻窪303	5397-6492		岩崎智香子	荻窪5-30-12グローリアビル1101号	3392-1198
	本間康弘	清水1-16-5IWAIビル5F	6913-5681				
	小林滋子	清水3-9-9-102	5938-5100				
天沼	桑山 務	天沼1-2-3	3398-1316				
	黒川えり	天沼1-9-9	090-8479-0152				
	酒井幸三郎	天沼1-40-6	3392-5455				
	池上敬子	天沼1-41-6	5932-5128				

[平成28年度 秋季]

各ブロックの研修会レポート

平成28年秋、1～5ブロックの研修会が行われました。
今回も各ブロックの研修会参加者からのレポートを掲載いたします。
次の研修会へ参加をご検討されている方はご参考にしてください。



①	②
③	④

- ① 上田城 南櫓・北櫓・東虎口櫓門(第1ブロック)
- ② 上野東照宮の前で記念撮影(第2ブロック)
- ③ クルージングのシンフォニー号(第3ブロック)
- ④ 東京湾をバックに記念撮影(第4ブロック)

BLOCK

第1ブロック バス研修会

第1ブロック 副ブロック長 石黒貞男

信州上田、真田信繁の名所を訪ねて

今年度の第1ブロックバス研修は、NHK大河ドラマ真田丸の発祥地である信州上田方面へ。10月4日、天候にも恵まれて、関越自動車道から信越自動車道を向う間に、法人会研修会であります税務関連の研修会（クイズ形式）を行いながら一路上田菅平へ、上田市は、真田一色になっており六銭文の表示が至る所あり、上田駅は印象的でした。

最初の見学は、上田城にあります信州上田真田丸NHKドラマ館&上田市立博物館と上田城南櫓・北櫓・櫓門・西櫓の見学へ一度上田城櫓門まえにて集合し記念撮影、その後自由見学を行いました。信州上田真田丸NHKドラマ館では、見学時までには最初の展示より更新しており(上田合戦時から大阪城冬の陣〜大阪夏の陣へ)後半の内容になっておりました。(クライマックスのまでの内容になっております。)

特に印象があったのは、VR（バーチャルリアリティ）で見る大阪城大広間が360度の範囲

が見えたのが印象的でした。(前半は、上田城決戦の内容を行っておりました。)

見学は、信州上田真田丸NHKドラマ館・上田市立博物館・上田城南櫓・北櫓・櫓門・西櫓以外にも真田神社や真田井戸、真田石などがあり全体を全て見る事は時間的に無理だったかも知れませんでした。信州上田を後にして、昼食の小諸に在ります、島崎藤村ゆかり宿として有名な、※中棚荘の※はりこし亭(登録有形文化財)にて花かご膳料理を頂きながら舌鼓、食後は、小諸市内のリンゴ園でリンゴ狩りを行いました。この時期のリンゴは、シナノドルチェ・秋映・シナノスイート・ジョナゴールド・紅玉の6品の食べ放題。只、リンゴ狩りを行う場所が、裾の場所ではなく、山の中腹まで上がった場所でしたので大変でした。

最後に、マンズワインの小諸ワイナリーの見学で終了でした。

小諸ワイナリーは、一般に出回っている種類より一段上の高級ワインを作っている場所であり、

その栽培方法も独自の技術(レインカット方式)を使い味の良いワインを製造しております。

今後も研修会を通して、ブロック内の交流行いたく今後もいろいろな企画を行っていきたいと思います。

※中棚荘：島崎藤村「千曲川旅情の旅」に出ている岸近き宿が中棚荘である。

※はりこし亭：伊東深水ゆかりの江戸時代の旧家を移築したお食事処です。名前の由来は、島崎藤村の「千曲川のスケッチ」の中にあります。「君はまだハリコシなどという物を食ったことがあるまい」という一節の「はりこしまんじゅう」からつけられました。



記念撮影

第2ブロック 親睦研修会

第2ブロック 佐野龍雄

上野散歩

少々、肌寒い日(平成28年10月30日(日))ではありましたが、第6支部の13人の文化人が集い、上野の森を散策いたしました。まず、上野駅の公園口に集合し、東京文化会館の前にて世界遺産に登録されたばかりの国立西洋美術館の設計者である『ル・コルビュジェ』及びその弟子である『前川国男ほか』の説明を受け、国立西洋美術館へ…。開放されていた、前庭に置かれている『ロダン』の彫刻を観賞したり、向い側の東京文化会館のたたずまいを観たりしながら、『ル・コルビュジェ』の設計のすばらしさの説明を少し受け、集合写真の撮影などをし、その後、上野東照宮へ…。拝観料を支払い、間近でそのさびやかな建物と見事な透か

し彫り等々を堪能し、ここでも、建物をバックに集合写真を撮影、その後、科学博物館の鯨の像を見ながら、寛永寺へ向かい、国立博物館の裏を抜け、東京藝術大学の脇を抜けた頃、皆少々疲れたところで、コーヒープレイク…。そして、恩賜上野動物園の脇を抜けて、『西郷さんの銅像』を見学する頃には、夕暮れも近づき、本日の会食会場である御徒町へと向かい『吉池食堂』にて、本日の感想を話しながら、楽しく、美味しい食事をし、現地に解

散。改めて、上野公園の奥深さに触れた感じでした…。



記念撮影

第3ブロック バス研修会

第3ブロック 多比良秀俊

夜の東京湾クルーズでフレンチを

平成28年11月14日(月)に第3ブロックバス研修会が行われました。午後4時40分に新宿駅西口をはとバスに乗って出発し、最初の目的地「東京タワー・展望台」を優しいバスガイドさんの東京豆知識を聞きながら目指しました。偶然スーパームーンの日ということで期待していたのですが、あいにくの雨で展望台からは夜景のみ堪能しました。意外と展望台へ登る機会は少ないので遠足気分テンションちょっと上昇。

ちょうどお腹が減ってきた頃に東京湾ディナークルーズを堪能しました。メニューはフレンチフルコース。レインボーブリッジなどの夜景を見ながら楽しい会話・美味しい食事・お酒と若干の船の揺れで気分も良い感じに。傘をさしながらですがデッキにでることも可能で、カップルにはロマンティックなシチュエーションだと妄想しつつ、コンテナを運ぶ巨大な重機を発見し興奮したりして。

船内はゆっくりとした時間がながれ、参加者の皆さんは食事をしながら内容の濃いコミュニケーションがとれたようです。

今回のバス研修では東京の名所再発見といった感じで、改めて見直せるよい機会となりました。

個人的に「ディナークルーズ」は、大切な仲間や友人と記念日を過ごすには最適な空間かなと感じました。



乗船したシンフォニー号



「東京タワー展望台」ガラス張りの足元



船から見る夜景

第4ブロック バス研修会

第4ブロック 辰巳祐介

小春日和に東京湾を 神奈川から千葉へ

11月20日第4ブロックの日帰りバス研修が開催された。なかなか予約が取れず、4年越しの企画である。参加者の方々(会員・非会員総勢33名)の日頃の行いの良さのお陰(!?)で、11月下旬とは思えないほどの温かさと晴天に恵まれ、正に研修日和であった。行程は、横須賀軍港めぐり⇒東京湾横断⇒漁師料理⇒みかん狩りという、盛沢山のどこを取っても美味しい豪華バイキングのようなツアーであった。

まずは、休憩を挟み横須賀軍港で、日米の艦船を同時に見られる日本唯一のクルーズ(研修)。東日本大震災で洋上拠点になったロナルド・レーガンは翌日の寄港という事で見られなかったのは残念だったが、海上自衛隊とアメリカ海軍の潜水艦と護衛艦、イージス艦の動きや見分け方、旗の種類や掲げ方の違いなどを学んだ。

その後久里浜港へ移動し、東京湾フェリー

で東京湾を横断。光る海、しぶく波、心地の良い風の中、薄ら見える房総半島がどんどん眼前に迫ってくる様は、自然の強さを痛感させられながらも非常に爽快であった。

金谷港に到着し、「漁師料理かなや」にて昼食。磯の香り豊かな網焼きサザエやホタテなどの貝類、刺身や海藻など、海の幸を楽し

んだ。その後、「道の駅三芳村」にてみかん狩り。枝から切ってだと、つつい食べてしまう。3個くらいのつもりが何個食べただろう？

なかなか体験することのできない、随所に秋を感じることもできる、心もお腹も満たされた研修であった。



記念撮影

第3ブロック 訪ねどころリスト

江森青果	本天沼2-1-1	TEL.3399-7723
蓮華寺	本天沼2-17-18	TEL.3390-2090
妙正寺	清水3-5-10	
妙正寺公園	清水3-21-21	
チャールズ・スポット	天沼2-5-10	昼TEL.080-5538-3662 夜TEL.6319-7622

炒飯の万博	天沼3-30-42	TEL.6316-8841
あさ水	天沼3-30-2	TEL.3392-8963
ラシェット	天沼3-2-2荻窪勤業ビル	TEL.6915-1246
ラベユ 荻窪本店	天沼3-27-9	TEL.3398-1778
海鮮 魚こう	上荻1-14-1	TEL.050-3463-0109
タウンセブン	上荻1-9-1	TEL.3391-2201

13支部の訪ねどころ

第13支部長 渡辺 寛

お参りすると清々しい気持ちになる 天沼熊野神社
天沼2-40-2 TEL.FAX.3220-7866



●ロックスナック「チャールズ・スポット」荻窪のロックミュージックのメッカになっています。楽しいイベントを毎月何度も開催しています。ホームページでチェック。●「炒飯の万博」ご主人が、大阪万博を見て感動し、「炒飯で大阪万博の様な感動を皆さんに与えたい」と数多くの独創的なチャーハンを創作中です。●荻窪で和食料理なら此处「あさ水」落ち着きと美味しい岩手県の料理が味わえます。●他にも多数のお店がありますので、各お店に置いてある13支部マップをご覧ください。

14支部の訪ねどころ

第14支部長 多比良秀俊

(株)THDesign
天沼3-20-6 TEL.6317-0378 FAX.6314-6340



第14支部は荻窪駅北側に位置し、天沼3丁目が支部のエリアとなっています。教会通り商店街、東京衛生病院、天沼弁天池公園などがあり、とてもバランスの良い地域です。

●「ラシェット」フレンチ惣菜・スイーツ。洋風の日替わり弁当も人気。●「ラベユ」はちみつの専門店として有名なラベユの本店です。種類豊富な量り売りのはちみつの他に特製ドリンクやスイーツもあります。

15支部の訪ねどころ

第15支部長 北川昭秋

(有)吉永商店
上荻1-9-1 TEL.3398-4857 FAX.3398-4857



●「海鮮 魚こう」2階がお座敷で落ちついた雰囲気です。会合などに利用しております。魚料理は当然のこと天麩羅なども。特に定食の海鮮丼は思わず「おかわり」といってしまうそうです。

●「タウンセブン」ふれあいの街タウンセブン、地下1階の生鮮食品と惣菜銘店から8階屋上あおぞらばーく。気取らずにお食事、お買い物など楽しんでいただけます。



TEL	FAX
3398-5430	3392-8218
3395-2156	3399-7758
3393-0150	3393-0188
3398-5134	3393-5765
3390-3873	3390-3341
3393-3671	3393-3674
3391-2226	3391-6036
3393-0565	3398-6796
3392-0157	3392-0299
3394-6889	020-4622-4209
3220-7866	3220-7866
6317-0378	6314-6340
3398-4857	3398-4857
3393-2291	3398-2299
3391-5555	3220-1238

特集 第3ブロック



第3ブロック長 矢澤規充

(有) 春日園
天沼3-6-2 TEL.3393-0150 FAX.3393-0188

第3ブロックは主に二つの異なる地域から構成されています。一つは荻窪駅北口周辺の商店街地区です。こちらは荻窪タウンセブンに象徴されるように飲食・物販などの荻窪のにぎわいを作り出す中心的な地域です。一方そこから少し北に行くと閑静な住宅地区となります。また、3ブロックには杉並公会堂をはじめとする多くの文化的施設を有しています。神社仏閣、公立・私立の小・中・高校、妙正寺公園という広い公園もあります。多面性を持つ3ブロックですが、会員はその地域に溶け込み積極的に地域貢献に取り組んでいます。

11支部の訪ねどころ

第11支部長 井上徳成

(有) 信和プロジェクト
本天沼3-8-6 TEL.3394-6889 FAX.020-4622-4209



11支部は本天沼1、2、3丁目と下井草1丁目になり、中央線 西武新宿線の間にあり駅から離れています。全体の90%が住宅地域になっていて日大二高通り、早稲田通り、一部中杉通り沿いに商店や自動車関連があります。住所兼事務所の会社が多く新規勧誘には不在の所が多くあります。

●新鮮な野菜の安い「江森青果」●「蓮華寺」文化財も多く、天沼村関係古文書が所蔵されているほか、阿彌陀・馬頭観音石像・宝篋印塔等が境内に安置されています。なお、旧本堂は杉並第五小学校の前身である桃野尋常高等小学校の分教場に使用され、多くの人々に親しまれました。堂前にその記念の石碑があります。●春のさくらの美しい香掛小学校の北側を流れている妙正寺川沿いの桜並木は春の訪ねどころです。

12支部の訪ねどころ

第12支部 岡博之

(株) 芳文社印刷
清水2-22-12 TEL.3395-2156 FAX.3399-7758



第12支部は、荻窪駅北側の清水1、2、3丁目エリアとなります。妙正寺、妙正寺公園等があり、緑豊かで、早朝のラジオ体操開催をはじめ活気のある地域です。ほとんどが住宅地ではありますが、環八通りをはじめバス通りには、飲食店が点在しており、会食や会合の場所選びにも困りません。ぜひお訪ねください。

第3ブロック内 役 職	代表者名	会社名	所在地
副会長	鹿野修二	(有) 神田裁縫所	天沼3-20-6
広報委員長・第12支部長	岡 博之	(株) 芳文社印刷	清水2-22-12
第3ブロック長	矢澤規充	(有) 春日園	天沼3-6-2
研修副委員長	宇田川武哉	(株) ユア	上荻1-16-16
研修副委員長	小泉憲雄	(有) 尚文堂印刷所	本天沼2-8-1
厚生副委員長	岡田匡史	興振工業(株)	天沼3-14-11
社会副委員長	織茂育代	東信水産(株)	上荻1-21-21
社会副委員長	柴田夏航	丸三倉庫商事(株)	上荻1-15-1
e-Tax副委員長	岩倉永一	アール・イー・マネジメント(株)	天沼3-2-2
第11支部長	井上徳成	(有) 信和プロジェクト	本天沼3-8-6
第13支部長	渡辺 寛	(宗) 熊野神社	天沼2-40-2
第14支部長	多比良秀俊	(株) THDesign	天沼3-20-6
第15支部長	北川昭秋	(有) 吉永商店	上荻1-9-1
理事	井上和	豊多摩通運(株)	荻窪4-30-10
理事	英国保恵昭	(株) まるや本社	天沼3-2-13

税を考える週間とは？ ～「知る」から「考える」へ～(国税庁ホームページ「税を考える週間」より抜粋)

税を考える週間の前身は、昭和29年「納税者の声を聞く月間」として設けられ、その後、世の中の動きと共に名称と施策が変化していき、昭和31年「納税者の声を聞く旬間」、昭和49年「税を知る週間」となりました。「税を知る週間」は①税を社会全体の役割の中で捉える見地から、給与所得者や主婦、学生等を含めた幅広い「国民各層」が税のよき理解者、協力者であるべきことを改めて認識し、広報広聴の対象とする、②各種の施策を通じて、単に「声を聞く」という受身の姿勢だけではなく、積極的に税の重要性、執行の公平性、税務相談や不服審査の活用方法等を広報する、こととしていました。しかし、近年の経済社会の構造、税務行政を取り巻く環境の著しい変化に的確に対応するためには、税についてより深く理解していただく必要があり、そこで単に税を「知る」だけでなく、より能動的に税の仕組みや目的などを考え、国の基本となる税の理解を深めていただくことを明確にするために、平成16年に「税を考える週間」と改称されました。(詳しくは：国税庁ホームページ「税を考える週間」<http://www.nta.go.jp/kohyo/katsudou/week/index.htm>)

平成28年度

税を考える週間

国税庁では、毎年11月11日～11月17日を「税を考える週間」と定め、様々な広報・広聴活動を行っています。

平成28年度のテーマは、「税の役割と税務署の仕事」とし、これまで国税庁が行ってきたIT化・国際化に関する取組を紹介するとともに、国税電子申告・納税システム(e-Tax)をはじめとした国税庁のIT化に関する諸施策について、それらの利用を促進します。今回は活動の中で、荻窪法人会が参加した「中学生の税についての作文」「税に関する絵はがきコンクール」「税の標語」の受賞作品と「杉並納税街頭キャンペーン」のレポート、そして、「荻窪税務署 署長表彰・署長感謝状受彰者」「杉並都税事務所 所長感謝状受彰者」を紹介いたします。



荻窪法人会長賞 受賞作品

いつか恩返しを

杉並区立井荻中学校 2年 牧 圭佑

「血液検査を受けてみませんか。」
かかりつけの病院の先生の言葉に戸惑った。

春先から鼻水や頭痛があまりにも長く続き、風邪薬を飲んでもあまりよくならなかった。先生はアレルギーの検査を勧めてくださったのだ。以前、学校で受けた採血の注射でとても痛い思いをしたので、僕がためらっていると、先生が

「集団での採血は太い針を使うから痛いけど、今回は細い針を使うから、そんなに痛くないですよ。この検査は一万六千円もするので、よく考えて決めてください。」
と説明してくれた。とても驚いた。僕は今、中学生なので、区から支給された医療証を窓口で見せると無料になる。だから実際にどのくらい診療費がかかるのか、考えたことがなかった。僕のかわりに一万六千円も区が助成してくれるなんてありがたいと思った。僕はその検査を受けることにした。

一週間後、検査結果を聞きに行った。僕はずっと風邪だと思っていたのだが、実は、ハウスダストとヒョウダニ、スギのアレルギーだとわかった。アレルギーの薬を処方され、薬を飲んで点鼻薬を続けると、すっかりよくなった。検査を受けてよかったと思った。

今になって考えてみれば、もし、医療費の助成がなく、一万六千円払うとしたら、受けるのをやめざるえない子供がいるかもしれない。医療費の助成について考える

中学生の税についての作文 受賞作品

きっかけになった。

医療費だけではない。僕は生まれてからずっと多額の税金によって守られながら生きてきたことに気付いた。そして、これから先の人生もずっと税金によって守られながら一日一日過ごしていくのだ。特に働いてお金をかせぐことのできない子供時代、老後に最も支えてもらえるのだ。国税庁によると、国に入ってくるお金は総額九十六兆七千二百十八億円だ。その五十九%、半分以上が税金なのだ。

そして、国が使うお金のうち約七十五%が僕たちの生活を維持するためにあてられている。

僕たちは普段、税金についてどう思っているのだろうか。ありがたい存在だと思っている人、決して安い金額ではないので払うのがいやだと思っている人もいるだろう。僕は、小さい頃、公園で思い切り遊び、児童館では様々なプログラムに参加して楽しみ、近所の図書館では好きなだけ本を読み、そして今、充実した学校生活を送っている。だから僕は、税金の恩恵はありがたいと思う。今まで税金のお蔭で恵まれた生活を送ることができている。将来、大人になったら、その恩返しをするような気持ちで税金を収めたい。そして、次世代の子供達に安心、豊かな町で、日本に生まれてきてよかったと思ってもらえるようにしてあげたい。

荻窪税務署長賞 受賞作品

税金で繋げる未来

杉並区立井荻中学校 2年 浦井羽織菜

皆さんは、『復興特別所得税』という税金を知っているだろうか。復興特別所得税は、二〇一一年三月十一日に起こった、大地震、東日本大震災後に制定された。特別措置法に基づいて復興のための施策を実施する上で必要な財源の確保に向けて課されることとなった税金だ。

私は、税金について詳しく調べてみて、初めてこの税のことを知った。実際に被災地にいない人でも、復興の役に立っているなんて、とても素晴らしいと思う。私たちの周りには、この他にも様々な税金がある。教育や清掃、道路・公園の整備、福祉や健康に関することなど、豊かで安心した暮らしの礎となっているのだ。より良い暮らしをするためには、一人ひとりが問題にしっかりと向き合っていく必要があると思う。最近では、消費税の引き上げ問題が話題となっている。増税には、どのような利点があるのだろうか。

増税には、社会福祉財源の充実と安定化という目的がある。きっと少子高齢化によって高齢者が増えていく中で、特定の者に負担が集中せず、国民全体で広く負担する消費税が、増税にふさわしい、ということなのだろう。もちろん、増税を喜ぶ人はいないと思うが、これからは負担を分かち合わなければならない時代

なのだ。

これから先、安定した、公平な国をつくっていく上で、税金は必要不可欠だと言っても過言ではないと思う。何故ならば税金の存在しない世の中が、私には想像できないからだ。もし税金がなければ、公的サービスを十分に受けることができなくなってしまう訳だから、病院に行けない人や、学校に行けない人も出てくるだろう。その他にも、公共施設の不具合も直せないし、ゴミの回収もできず、生活の幅がどんどん狭まっていく。私たちの生活までもが蝕まれていき、国の崩壊に繋がることとなるのだ。そう考えると、税金が暮らしにどれ程の影響を与えているかが分かるだろう。

私は、税金がもたらしてくれる、豊かで便利な生活を、沢山の人に知ってほしいと思っている。私たちは、つい、物事を自分本位に考えてしまうけれど、自分のより良い暮らしを確保するためにも、国民が丸となって協力していく必要がある。今の負担を、将来へ先送りしないようにすることが、私たちの責任なのではないだろうか。今の「幸せ」を、これからに繋げていきたい。

荻窪税務署長賞 受賞作品

充実した日々を税から

日本大学第二中学校 3年 鈴木亜祐奈

私は小さい頃からひどいアレルギー持ちでした。薬を毎日朝夜と何種類も飲み、定期的に採血を行ったりする生活でした。さらに私は偏頭痛や花粉症持ちでもあり、それこそ風邪はひかないもののよく病院に世話になっていました。給食も食べるのができなかったのを親をはじめとする担任の先生、保健室の先生などたくさんの人に支えてもらっていました。

そんな私も中学三年となり、租税教室や授業などで税と関わる機会も増え、それまで考えもしなかった税金の大切さ、税金を払う意味を知ることとなりました。そして「子供の医療費無料」がどれだけ私達家族を助けてくれたのかに気付くことができました。

私が住んでいる東京都杉並区では二〇〇七年から小・中学生の医療費を全員一律的に無料化となりました。所得制限なしで通院・入院ができるというものです。私は今までの九年間ずっとその制度にお世話になってきました。この制度のおかげで薬をもらったりすることがなんの気兼ねなくできていたのです。

もし、この「小・中学生の医療費一律無料化」の制度がなかったら私はどうなっていたのでしょうか。私は毎日薬を何種類も飲んでいましたから一ヶ月にかかる薬の費用は莫大なものとなっていたでしょう。ま

た定期的に診察をしてもらっていたので毎回の診察料もかかったに違いありません。とても払える額ではなかったでしょう。

皆が働いて納めた税金で私のように助けられている人はたくさんいると思います。仕事を失った人や病気の人、高齢者の人にも困れず困っているとき、助けが必要などき手を差しのべてくれる税金という制度は素晴らしいものだと思います。世の中には目先のことしか考えずに「税金を納めることは嫌だ」と思ってしまう人もいます。私も今まではそうだったと思います。それどころかあまり興味もありませんでした。しかし、税金はあらゆる面で私たちの支えとなってくれていたのです。

日本は今、少子高齢化で年金など働く層にあたる負担は大きくなってきていると思います。だからといって税を納めない私達は国からの様々なサービスを受けることができなくなってしまいます。逆に言えば税をきちんと納めることが充実した毎日を送る第一歩となるのです。ですからこの日本が充実した国となるには、国民一人一人がきちんと税金を納める意味を理解して納税を行うことだと思います。中学生の私も国民の一人としてきちんと納税の義務を果たせるようになりたいと思います。



第8回 杉並納税街頭キャンペーン

区民の皆様へ納税意識の啓蒙を

社会貢献委員長 神谷次彦

今年度の杉並納税街頭パレードは、平成28年10月30日(日)に予定通り開催されました。

主催は例年通り杉並区・杉並都税事務所・杉並税務署・荻窪税務署・杉並税務懇話会・荻窪税務連絡協議会の合同開催となりました。

目的は、横断幕にも掲げられているキャッチフレーズ「確かな納税・確かな社会・わがまち杉並」ということで、区民の皆様への納税意識の啓蒙に努めるということです。

昨年は天候に恵まれましたが、今回はパレード開始直前には小雨もぱらつく寒さ厳しい一日となりましたが、事故も無く終了することが出来ました。改めて、紙面をお借りしご尽力賜りました皆様に厚く御礼申し上げます。特にこの街頭パレードの「華」でもある、日本大学鶴ヶ丘高等学校の生徒さん、お疲れ様でした。例年と異なる点としては、生徒さんの人数が15名程増員され、更にパワーアップされました。その分、隊列が若干伸びパレード中に乱れが生じないか危惧されましたが、この点も無事クリアできました。杉並都税事務所からスタートし、杉並公会堂までおよそ40分間のパレードでしたが、終わってみれば汗ばむ楽しいイベントとなりました。

その後、タウンセブン8階に場所を移し解散式が盛大に行われました。こちらでも、今回は初めて署の方から荻窪税務署吉松署長、杉並税務署川手署長にもお越し頂きました。また各署の幹部の皆様、関連団体の皆様も加わり、今後の開催に向けて更なる充実を目指し、多くの前向きな意見交換が出来ました事も実りある解散式だったと思います。

今後も、荻窪法人会の良き伝統を守りながら、常に充実した内容を心掛けて活動をして行きたいと思っています。

引き続き、会員の皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

平成28年度 税を考える週間

第7回

税に関する絵はがきコンクール

入賞・入選作品をご紹介します。

入賞作品



荻窪法人会長賞

桃井第四小6年
三井信人さん



荻窪税務署長賞

桃井第二小6年
山崎梨花さん



女性部会長賞

西田小6年
大野義碩さん



夏休み前に応募パンフレットを各小学校に配り、9月の新学期開始時に作品を集めていますが、5年生・6年生はまだ税金の勉強をしています。

「税に関する絵はがきコンクール」により、各家庭で保護者の方と子供たちが、税金に興味を持って話をする機会になればと思っています。

上位23点の作品は、荻窪税務署で確定申告期間中に展示していますので、子供たちの視線で描かれた税に関する作品をぜひご覧下さい。

例年開催している「税に関する絵はがきコンクール」、荻窪税務署管内の小学校、5年生・6年生の約3000人を対象に税に関することをはがきに描いて応募して頂くようお願いしています。

平成28年は第7回となり、537点の作品が集まりました。

荻窪法人会長賞・女性部会長賞・荻窪税務署長賞・入選20点に賞状・副賞を、また応募者全員に参加賞（マーカー）をお渡ししています。

第7回「税に関する絵はがきコンクール」

女性部会 秋葉恵子

入 選 作 品



荻窪小6年
田中音羽さん



荻窪小6年
中崎七海さん



西田小6年
井上純菜さん



西田小6年
東口葵さん



西田小6年
安達和奏さん



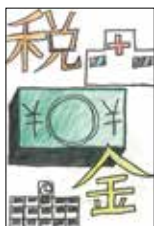
西田小6年
山下裕衣菜さん



桃井第一小5年
木田紗彩さん



桃井第一小5年
井村結花子さん



桃井第一小5年
栗林圭友さん



桃井第一小5年
志水結衣さん



桃井第五小6年
内田涼花さん



桃井第三小5年
大山瑠璃さん



桃井第四小5年
桑田茉由子さん



桃井第四小6-年
野田湧太さん



桃井第二小6年
奥ノ矢桃子さん



桃井第二小6年
大島紗奈さん



桃井第二小6年
野戸深光さん



桃井第二小6年
葛西智彦さん



桃井第二小6年
光畑伶菜さん



桃井第二小6年
神保寛樹さん

税の標語

入賞作品をご紹介します。

入賞作品

明るい未来の立役者 若い力と消費税

荻窪税務署 署長賞
宮前中学校 3年 伊藤 鈴さん

消費税 1番身近な 社会貢献

荻窪法人会 会長賞
井草中学校 3年 大城蒼生さん

荻窪税務署 署長表彰・署長感謝状受彰者 / 杉並都税事務所 所長感謝状受彰者 / 国税庁長官表彰受彰者

平成28年11月15日(火)、杉並会館において平成28年度の納税表彰式が行われました。法人会の活動を通して税務行政の運営に尽力された皆さまに対し、吉松慎一荻窪税務署長より表彰状、感謝状、また公益社団法人荻窪法人会(e-Taxの一層の普及及び定着に貢献した団体)の感謝状が授与されました。



荻窪税務署 署長表彰受彰者

木山濃美 副会長(1列目 左から2番目)



荻窪税務署 署長感謝状受彰者

常任理事・真野 大 e-Tax委員長(2列目左から4番目)
理事・大石剛生 e-Tax副委員長(1列目左から3番目)
理事・佐々木止 第1ブロック副ブロック長(1列目右から3番目)
理事・永田政弘 第20支部長(1列目左から2番目)



国税庁長官表彰受彰者

小竹良夫会長(1列目 左から4番目)

荻窪税務署からのお知らせ

平成28年分の所得税及び復興特別所得税・個人事業者の
消費税等・贈与税の申告書作成会場は、

平成29年2月13日(月) から開設いたします。

開設期間	平成29年2月13日(月)～3月15日(水) ※土、日及び祝日を除きます。 ただし、2月19日(日)、2月26日(日)は開設します。 ※上記期間以外は申告書作成会場を設けておりません。 ※開場開設日及び3月6日(月)以降は、大変な混雑が予想されますのでご了承ください。
作成会場	荻窪税務署(敷地内別館) 杉並区天沼3-19-14
受付時間	午前8時30分から(提出は午後5時まで) ※会場が混雑している場合には、受付を早めに締め切ることがありますので、なるべく午後4時頃までにお越しください。
相談時間	午前9時15分から午後5時まで

<事前作成のお願い>

◎医療費の明細書(便せんやパソコンで作成したものなど、様式は問いません。)

◎青色決算書又は収支内訳書

※確定申告期間中は当署の駐車場は使用できませんので、お車での来署はご遠慮ください。

また、隣接地での建築工事に伴い、駐輪場が狭くなります。お越しの際は、なるべく公共交通機関をご利用ください。

マイナンバー制度導入に伴い、

- ①申告書や申請書等にはマイナンバーの記載
②提出の際は本人確認書類の提示又は写しの添付

が必要になりました。

※e-taxで送信すれば本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です。

マイナンバーに関する最新情報は、国税庁HPの



をクリック

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で「申告書」が作成できます！

www.nta.go.jp

平成28年分の確定申告と納税の期限

税目	申告期限及び納付期限
所得税及び復興特別所得税	平成29年3月15日(水)
贈与税	
個人事業者の消費税及び地方消費税	平成29年3月31日(金)

◎納税には口座引き落とし(振替納税)が便利です!!

【振替納付日】 所得税(復興特別所得税) 平成29年4月20日(木)

個人事業者の消費税等 平成29年4月25日(火)

税理士による無料申告相談

期間	会場	所在地	受付時間
2月2日(木) ～2月3日(金)	西荻地域区民センター 第3・4集会室	杉並区桃井4-3-2	10:00～11:30 13:00～15:30 16:00終了
2月6日(月) ～2月10日(金)	久我山会館 ホール	杉並区久我山3-23-20	
2月9日(木) ～2月10日(金)	八成区民集会所 第2・3・4集会室	杉並区井草1-3-2	
2月13日(月) ～2月18日(土)	東京税理士会荻窪支部	杉並区荻窪5-16-12 荻窪NKビル3階 (荻窪駅西口から徒歩2分)	

- 1 会場が混雑している場合は、受付を早めに締め切ることがありますのでご了承ください。
- 2 12:00～13:00は昼休みとなりますのでご了承ください。
- 3 「年金受給者(所得税)」、「給与所得者(所得税)」、「小規模納税者(所得税・消費税)」の申告書を作成できます。
(収入・所得金額が高額な方、土地・建物及び株式などの譲渡所得のある方、ご相談内容が複雑な方は、税理士による有料相談または税務署で相談してください。)
- 4 申告書等の提出のみの場合は、直接税務署に提出(郵送可)してください。
- 5 確定申告に必要な書類、筆記具・計算器具・印鑑、前年分の申告書等の控え及びマイナンバーに係る本人確認書類(①マイナンバーカードまたは②番号確認書類及び身元確認書類)の写し等をご持参ください



【荻窪税務署】〒167-8506 杉並区天沼3-19-14 ☎ 03-3392-1111

管轄区域(杉並区のうち、荻窪地区)天沼、井草、今川、荻窪、上井草、上荻、久我山、清水、下井草、松庵、善福寺、西荻北、西荻南、本天沼、南荻窪、宮前、桃井

「配偶者」の税制と社会保険

税制委員 小島麻里（税理士）

平成28年10月1日から特定適用事業所に勤務する短時間労働者が新たに厚生年金保険等の適用対象となりました。また、平成29年度税制改正大綱には「配偶者控除・配偶者特別控除の見直し」がありました。

特定適用事務所とは、厚生年金の保険の被保険者数が500人を超えることが見込まれる法人または個人事業所等のことで、このような事業所に勤務する短時間労働者（パート等）も社会保険料を徴収されることとなりました。

さらに平成30年分以降の所得税および平成31年分以降の住民税について配偶者控除・配偶者特別控除が見直され、合計所得金額が1,000万円を超える個人は配偶者控除・配偶者特別控除の適用ができなくなりました。

人手不足を感じている企業は今女性の力を期待しているなかで、女性のワークライフバランスについて触れ、これら改正のポイントについて考えてみたいと思います。



妻 まりさん

子どもが手を離れたのでパートでももう少し長く働くことを考えています。130万円までの年収であれば社会保険は夫の扶養でいられたのですが、今回の改正で短時間労働者でも社会保険適用となったと聞き、働く時間を増やそうか迷っています。新しい社会保険制度では年収120万円になると社会保険料が徴収されますか。

パートでも社会保険が適用されるのは、働く側の選択肢として広がった部分もありますが、それほど仕事に重心をおくことができない場合、社会保険料が徴収されると手取りが減ってしまい103万円を超えて働こうか考えてしまいますね。

現在短時間労働者を厚生年金等の適用対象者としなければならないのは、以下の事業所の労働者です。



- 1) 週の労働時間が20時間以上
 - 2) 賃金月額が月8.8万円（年106万円）以上
 - 3) 1年以上の使用されることが見込まれる
 - 4) 従業員501名以上の勤務先で働いている
- ※ただし、学生は除外する。

となっております。ポイントは、本支店合わせた従業員数で501名を超えているかどうかですね。

4) の条件に該当しない規模の会社であれば、従来通り130万円の年収以下の場合、まりさんは社会保険については夫つとむさんの扶養になることができます。



私のパート先の従業員は10人だから変わらないわね。



夫 つとむさん

平成30年分以降の所得税から配偶者控除・配偶者特別控除が見直しになったそうですね。私は年間の給与額が1,200万円なのですが妻の分の配偶者控除は受けられそうでしょうか。妻の給与収入は月10万円ほどになりそうです。

平成30年分以降の所得税および平成31年分以降の住民税から配偶者控除と配偶者特別控除が見直され、合計所得金額によって控除の金額が変わるようになりました。

給与支給額が1,200万円であれば $1,200万円 \times 95\% - 1,700,000円 = 970万円$ となり、つとむさんの合計所得金額は1,000万円以下です。

一方まりさんの給与は年間120万円となりますから、

ご主人の所得から控除されるのは配偶者特別控除ということになります。

配偶者控除と配偶者特別控除、

またあわせて見直される老人控除対象配偶者について詳しく確認してみましょう。



平成30年分所得税から配偶者の給与収入が103万円以下の場合、配偶者控除が受けられます。
ただし、本人の合計所得金額によって配偶者控除額が以下のように見直されました。

平成30年分所得税から配偶者控除の見直し

日本に住民票のある 本人の合計所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
控除額	控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円
	70歳以上の配偶者は 老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円

まりさんの収入は120万円ですから、つとむさんは配偶者控除ではなく、配偶者特別控除を適用できます。配偶者特別控除も本人（つとむさん）の合計所得金額によって見直されました。

配偶者（まりさん）の合計所得金額は給与収入の場合、
年間の給与収入金額－給与所得控除額＝給与所得金額
その他不動産所得、雑所得があればそれらすべてを合算して算出された金額が合計所得金額となります。まりさんは給与所得のみですので、つとむさんの配偶者の合計所得金額は55万円となります。



夫 つとむさん

妻の収入が103万円以下なら僕の配偶者控除は13万円ということになるようですが、妻の収入は120万円ですよね。
配偶者控除はうけられないのか。

平成30年分所得税から配偶者特別控除の見直し

日本に住民票のある 本人の合計所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者の合計所得金額と控除額	38万円超 85万円以下	38万円	26万円	13万円
	85万円超 90万円以下	36万円	24万円	12万円
	90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円
	95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円
	100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円
	105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円
	110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円
	115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円
	120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円

平成30年分所得税から見直される配偶者控除・配偶者特別控除にともなって、平成31年分住民税の配偶者控除・配偶者特別控除も見直されました。
住民税の配偶者特別控除も配偶者の合計所得金額が123万円まで適用対象となっております。

なるほど、配偶者特別控除が適用されるんですね。
妻の所得は
120万円－65万円＝55万円
だから・・・
僕の合計所得金額が970万円なので、13万円の配偶者特別控除がうけられることになりますね。



夫 つとむさん

配偶者特別控除は平成29年まで配偶者の給与収入で141万円、合計所得金額で76万円まで適用だったけれど、平成30年からは合計所得金額123万円まで配偶者特別控除が適用できるのか。
給与収入金額で200万円超まで配偶者特別控除の適用が可能ですね！



配偶者の社会保険、所得税の配偶者控除の見直しを皆さんはどのように感じましたか。
社会保険については、130万円の収入を超えると世帯の手取り収入が減るという原因で女性の就労促進を阻害しているのではないかとこの観点から見直しが検討されました。
また人手不足を感じている企業が多い中、女性がパート収入を一定の範囲内に抑える傾向にあり、これは最低賃金が引き上げられていくにつれ、さらに強まることが懸念されたため所得税の配偶者控除見直しが検討されました。人手不足解消の対策として賃金上昇が進むことで世帯の手取り収入が逆転しない仕組みを目指し、人的控除等へのさらなる取り組みが期待されます。
そして我々法人も女性の雇用形態を検討してみたいかがでしょうか。家庭内での役割をこなしつつ就労を促進するには、様々な選択肢があることも必要だと私は考えています。

東京税理士会荻窪支部では、毎月2回、初回無料の『なんでも相談会』を開催しております。ぜひご利用下さい。
詳しくは、当支部ホームページまたは広報「すぎなみ」をご覧ください。

ブロック・委員会・部会からの報告

【研修会について】 荻窪法人会は秋と春に研修会を行っています。荻窪法人会は荻窪税務署管内を5つのブロックに地域割りをしています。春は各ブロックが独自のテーマで企画開催し、会員同士のよい交流の場となっています。

【委員会について】 法人会での委員会の役割は、会員活動の年間のスケジュールを含め指針を示すことにあります。納税制度の普及発展と良き経営者を旨とする活動や地域社会貢献を遂行するための具体的な企画と具現化のための道筋を考え、その案件をブロック、支部で実行します。委員会の活動が活発であればブロック支部の活動も充実したものになります。

【部会とは】 ある同じ目的を持った会員の集まりです。源泉部会：経理職員の源泉税を中心とした研修会などを行う。青年部会：若手の経営者が集まり、研修会や勉強会を行い、悩みを話し合えるような仲間作りの場ともなっている。女性部会：女性経営者同士の交流や社会貢献活動を行います。

平成29年 新春講演会・新年賀詞交歓会

荻窪法人会と荻窪間税会共催の新春講演会&賀詞交歓会が1月19日（木）に杉並公会堂小ホールにて2部構成で行われました。

第1部は新春講演会として、土方歳三資料館館長の土方愛さんを講師にお招きし、「子孫が語る土方歳三～土方歳三の人物像～」と題した講演をしていただきました（この模様は次号に掲載いたします）。

第2部の新年賀詞交歓会は、恒例となりましたソプラノ歌手の濱田真実さんに国歌独唱を披露していただき、井口副会長の開会の言葉を皮切りに賀詞交歓会が挙行されました。お客様には吉松荻窪税務署長を始め各会より多くの方にご参加いただきました。

その後行われた会員交流会（グランサロンにて）では、濱田真実さんと吉見佳晃さんの歌声に酔いしれ、華やかな会となりました。出席者数は168名。



あいさつする小竹会長

厚生事業委員会

第34回 異業種交流会

厚生事業委員 白石弘典

大盛況の異業種交流会で新しい交流が始まる

平成28年10月26日（木）、厚生事業委員会主催による第34回異業種交流会が荻窪タウンセブン8階会議室にて35社41名が参加して開催されました。今回も組織委員会と協力し未加入法人の皆様にもご案内いたしました。

岸岡委員長にあいさつをいただき、今回は参加者一人一人から自己紹介・会社PRを時間をかけて伺いました。

懇親会では、田中組織委員長乾杯で始まり。普段接することの少ない様々な業種の方々とお会いし、直接名刺交換をしながら親睦を深められていた様子でした。和やかな雰囲気の中で、今まで知り得なかった会員同士がお互いに有意義な交流が続けていければと思っています。最後に小野瀬副委員長のご挨拶で散会となりました。

次回は、平成29年2月24日（金）に行われる予定です。今まで参加されたことのない会社、何度の参加されたことのある会社、業種・職種にかかわらず大歓迎ですので是非ご参加下さいませよう、厚生事業委員一同心よりお待ちしております。



交流会の様子

社会貢献委員会

第16回 荻窪法人会チャリティーコンサート

社会貢献副委員長 織茂育代

フルートクインテット リーブルと荻窪祝祭管弦楽団

2016年11月12日（土）杉並公会館公会堂小ホールに於いて、第16回チャリティークラシックコンサートが開催されました。本年は地域の多くの皆様に参加してくださいました。～オーケストラとピアノとフルートと～をタイトルに、第1部はフルートクインテットリーブル、加藤千里さん、橋本奈津希さん、三浦美波さん、大洞佳子さん、末松明葉さんの女性ばかりの5人メンバーです。

彼女たちの奏でるフルートは、ぴったりと息が合いチャームで華やかな演奏でした。第2部は荻窪祝祭管弦楽団とピアノ・ソリストの佐藤郁帆さんとのコラボレーションで明るく、楽しいパフォーマンスが聞けました。

そして、今年も参加された方々より、（財）日本盲導犬協会へ心あたたまると多くの募金をいただきました。115,501円の寄付金が集まりこれを全額（財）日本盲導犬協会へ寄付いたしました。ありがとうございます。

心より御礼申し上げます。

最後になりますが、本年は、荻窪祝祭管弦楽団の方々と社会貢献委員会のメンバーと一緒に初めての合同打ち上げをいたしました。

とても楽しくコミュニケーションがとれました。



フルートクインテット リーブル



荻窪祝祭管弦楽団



（財）日本盲導犬協会へ寄付

青年部会

第30回 落語を楽しむ会

青年部会 書記委員 安村充雄

第30回 落語を楽しむ会が開催されました

毎年恒例の「第30回 落語を楽しむ会」が10月25日(火)に杉並公会堂小ホールで開催されました。足元の悪い中、155名もの方にご来場頂きました。今年の出演者は、第1回よりご出演頂いている古今亭寿輔師匠をはじめ、古今亭今輔師匠、講談の神田陽子先生、桂伸力さんと第30回に相応しい4名の方々に高座を披露して頂き、客席では終始笑いの絶えない和やかな雰囲気の中、伝統芸能を堪能することができました。

終了後には懇談会を開催し、青年部会の看板事業である「落語を楽しむ会」を1年でも長く続けられるよう古今亭寿輔師匠とも様々な意見交換をする事が出来、大変有意義な会となりました。

尚、恒例のチャリティー募金につきましても、多くの皆様からご賛同頂き、熊本地震災害義援金として寄付する事が出来ました。ご協力頂きました皆様に改めて御礼申し上げます。



古今亭寿輔師匠



古今亭今輔師匠



神田陽子先生



桂 伸力氏



野村部会長から30周年記念品の贈呈

青年部会

青年部会12月例会

青年部会 広報委員 松崎淳一

12月例会を開催

平成28年12月9日、荻窪タウンセブンビル8階の第2・3会議室にて12月例会が開催されました。

スポーツクラブディレクター、イベント企画運営など多岐に渡って活躍されているインストラクターの桑江良枝様をお招きし、実践ストレッチを交えた「体を暖めてココロを整える」をご講義いただきました。実際に体を動かしつつ受講した今回の講演を通し、我々の日頃の姿勢や体のほぐし方など、自身の健康について再認識し改善するきっかけとなりました。

講演後は同ビル2階のBLOOK MARKSへ移動し忘年会を行いました。講師の桑江様にもご参加いただき、忘年会中も会員各々でストレッチを指導いただくなど、有意義な体験をすることが出来ました。

また、会員同士この1年を労い、年間最後の行事を締めくくるに相応しい忘年会となりました。



研修の様子



個別指導を受ける野村部会長



集合写真



講師の桑江良枝様

ブロック・委員会・部会からの報告

厚生事業委員会・組織委員会

ボウリング大会

組織副委員長 永田政弘

厚生事業、組織委員会共催ボウリング大会開催

11月22日、毎年恒例のボウリング大会が、荻窪のユアボウルにおいて開催された。これは、厚生事業委員会、組織委員会共催によるもので、毎年夏のバーベキュー大会と並んで、会員各社の福利厚生を目的に開催されている。

他の事業と違い、各社の経営者の方より、社員の方々が多数参加され、今回は男女合わせて51名の方の参加だった。18:00よりスタートし各自2ゲームを投げ合った。

競技終了後、近くの会員の居酒屋の「と

んぼ」で、表彰式を開催した。みんな一汗かいた後で、一杯ビールをのみなで、初めて会った方も盛り上がりボウリングの話に花を咲かせていた。今回は女性の部と総合の部と合わせて、なんと西武信用金庫荻窪西口支店の西玉得ゆかりさんが、昨年の惜敗を巻き返し優勝された。会員各社から、景品を出して頂いてご協力を頂いた。



ボウリング大会の様子



表彰式の様子

女性部会

女性部会「税を考える会」

女性部会 幹事 大久保久子

相続税関係について

平成28年11月17日(木)午後2時より「税を考える会」が荻窪税務署別館2階会議室において行われました。

テーマ:「相続税関係について」講師:資産課税 佐藤雅彦 上席調査官から20年以上相続の仕事に関わり資産課税は身近な税金ですと紹介がありました。

さて、相続税の調査に行くと、未亡人は結婚・子供・生前のご主人のことを話しながらシクシクと泣くので落ち着いてから本題に入る。亡くなって財産をもらうのが相続税、資産を売ってもらうのが譲渡所得。国の税収の1.9%が相続税・贈与税になります。

相続税は一生に何回も経験するものではなく、税制改正(平成27年1月1日施行)により相続税のかかる人の裾野が広がっている。今は、インターネットの路線価図によって日本全国を調べられる。例えば、杉並区タウンセブン付近1平米186万円、銀座4丁目1平米3200万円となっている。土地の相続は慎重にした方が良く、遺言も確実なのは公正証書を作成する事です。財産のある人もない人?にとっても身近な税金です。きょうはいろいろと勉強する良いきっかけを与えていただきました。講義はアツという間に終わりとても好評でした。パートⅡを期待しております。ぜひ、次回の「税を考える会」も皆様のご出席をお待ちしています

女性部会

第18回女性部会「歩く会」

女性部会 幹事 磯野久美子

水辺ラインとちゃんこ鍋を楽しんで

10月22日土曜日、毎年恒例の第18回女性部会「歩く会」が催された。午前8時40分にJR荻窪駅で集合。9時に両国駅に向けて出発。9時半に現地集合の参加者と合流し総勢20名の「歩く会」がスタートした。行程は 両国水辺ラインに乗船してお台場海浜公園まで遊覧し再び両国に戻ってきて下船後ちゃんこ鍋の昼食をいただくというスケジュールである。まずは両国駅から参加者全員で両国水辺ラインの乗船場まで5分ほどの道のりを歩いた。着いてから程なくして乗船の案内があり皆で乗り込む。船内では1テーブルに数名ずつ5カ所に分かれてゆったり座った。

女性部会の会員さんのご紹介でとても明るく元気で博識の観光ガイドさんと同行を事前をお願いしていたので水辺ラインの説明を一層楽しく聴くことが出来た。当初は2時間余りの往復の船旅に帰路は飽きてしまう人も出るのではと懸念されたが、愉快的なガイドさんのお陰もあり、あっという間の快適なミニトリップだった。

下船して記念写真を撮った後「ちゃんこ鍋 巴湯」に向かい、いよいよお楽しみのおちゃんこ鍋。和室の宴会室を貸し切り、ガイドさんも交えて約2時間の美味しいお鍋を堪能した。14時で一旦お開きとなったが、ガイドさんのご厚意で希望者には近隣を散策するのに同行頂けるという申し出を受けた。天気は快晴とは言えなかったが雨の心配は無く、暑くも無く寒くも無く、恵まれた心地よい秋の半日であった。



参加者で記念撮影

2017年
3月15日(水)午後6時
杉並公会堂大ホール

入場無料
※要整理券

公益社団法人荻窪法人会 特別講演会
みんなであつくり！子どもが育つ地域社会
尾木ママ流 共感子育て論



— 講師 —
教育評論家
尾木直樹

OGI MAMA

👍 お申し込み方法

- 会員の方は荻窪法人会事務局へFAXでお申し込みください。
- 会員以外の方はお一人様2枚(お子様含む)までお申し込みができます。返信用封筒にお名前、住所をお書きの上、82円切手を貼り、必要枚数を明記同封して封書にて事務局までご送付ください。
- 整理券の発送は先着順とさせていただきます。尚、定員になり次第締切らせていただきます。
- 講演の詳細は荻窪法人会ホームページ(www.ogikubohojinkai.jp)をご覧ください。

主催：公益社団法人荻窪法人会 後援：杉並区／杉並区教育委員会／東京商工会議所杉並支部

無担保・無保証人 マル経融資のご案内

マル経融資（小規模事業者経営改善資金）は小規模事業者の方々の経営をバックアップするため、東京商工会議所の推薦に基づき無担保・無保証人（信用保証協会の保証も不要）で融資を受けられる国（日本政策金融公庫）の公的融資制度です。初めてのご利用の場合は、お申し込みから融資の実行まで時間がかかりますので、お早めにご相談ください。

融資限度額	2,000万円
返済期間	運転資金7年以内、設備資金10年以内
担保・保証人	不要（連帯保証人・信用保証協会の保証も不要）
融資利率	年1.16%（平成29年1月16日現在）

*上記の融資限度額及び返済期間の取り扱いは、平成29年3月31日の日本政策金融公庫受付分までとなります。
*融資利率は金融情勢により変わることがあります。

【融資対象となる方】

- 従業員20人以下（宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業5人以下）の法人・個人事業の方
- 最近1年以上、同一商工会議所の地区内で事業を行っている方
- 商工会議所の経営・金融に関する指導を受けて事業改善に取り組んでいる方
- 商工業者であり、かつ、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいる方
- 税金（所得税、法人税、事業税、住民税）を完納している方

【ご用意いただく書類】

個人事業の方	・前年・前々年の青（白）色決算書及び確定申告書（控） ・所得税・事業税・住民税の領収書又は納税証明書
法人の方	・前期・前々期の決算書及び確定申告書（控） ・決算後6か月以上経過の場合は最近の試算表 ・法人税・法人事業税・法人住民税の領収書又は納税証明書 ・商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
・設備資金をお申し込みの場合は見積書・カタログ等が必要です。 ・不動産をお持ちの方で新規申込の場合等は、現在の権利関係が記載されている不動産謄本（全部事項証明書）のご提出をお願いします。 ・必要に応じて追加資料をお願いする場合がございます。 ・審査の結果、ご希望に添えないことがあります。	

*東京商工会議所杉並支部では、「窓口専門相談」（法律相談・税務相談）も実施しております。弁護士や税理士のアドバイスが無料で受けられます。 *会員・非会員の方問わずご利用できます。

詳しくは、お問い合わせください

お問い合わせ先

東京商工会議所杉並支部
杉並区上荻1-2-1インテグラルタワー2階
TEL 3220-1211
FAX 3220-1210

アクセスマップ

